

# 富加町社会教育施設利用再開における新型コロナウイルス

## 感染拡大防止ガイドライン

令和2年7月1日  
(改訂)令和2年11月1日  
(改訂)令和3年5月1日  
(改訂)令和3年7月1日  
(改訂)令和3年12月1日  
(改訂)令和4年1月21日  
(改訂)令和4年3月22日  
(改訂)令和4年10月24日  
(改訂)令和5年3月13日

富加町教育課教育係 タウンホールとみか

### 1. 趣旨

富加町社会教育施設における利用制限の緩和(再開)と感染拡大防止対策に関する方針を策定し、この方針をもとに各施設において感染拡大防止対策を徹底する。

### 2. 利用制限(以下に該当する者の利用を認めない)

- ・37.5度以上または平熱比1度超過の発熱がある者
- ・息苦しさ(呼吸困難)や強いだるさがある者
- ・軽度であっても咳、咽頭痛等の症状がある者
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者と濃厚接触がある者
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある者
- ・その他、富加町教育委員会にて利用の制限が必要と判断した者

### 3. 感染防止対策

- ・利用責任者は利用者全員の体調を把握すること。
- ・施設利用前後の手洗い、手指の消毒を徹底して行うこと。
- ・マスクの着用の有無は利用者が判断することとする。
- ・利用者の位置が固定できない場合、利用者間の身体的間隔は可能な限り2メートル、最低でも1メートル以上を目安に確保すること。
- ・複数の窓・ドア等を開けて30分に1回以上の換気を行うこと。
- ・施設内での飲食は感染防止対策を講じて行い、パーティ等の会話が伴うような飲食は禁止とする。
- ・水分補給等の際は飲み物・コップの共有はしない。

- ・施設利用時に出たごみは袋等で密閉し持ち帰ること。
  - ・対面での会話は最小限にすること。
  - ・利用責任者は施設利用後に「施設利用チェックシート」に必要事項を記入し、施設管理者に提出すること。
  - ・施設利用後は施設の清掃及び共用備品(机、椅子等)、手すり、ドアノブ等の利用者が触れた部分の消毒を必ず行うこと。
- ※備品の消毒は、施設に設置されている備品消毒セットを用いること。
- ・鍵の借用及び返却は利用責任者が行うこと。

#### 4. 人数制限

- ・各施設についての人数制限は設けず、収容人数の上限まで収容可能とする。  
ただし、感染防止対策は講じて利用すること。
- ・大声を伴うイベント等における利用については個別に打ち合わせを行い、別途感染対策について町教育委員会より指示する場合がある。

#### 5. 図書室について

- ・本の貸出しは個人カード 1 枚につき、図書 20 冊、雑誌 5 冊を上限とし、貸出期間は 3 週間とする。
- ・利用中の感染対策は本ガイドライン3. 感染防止対策に準じて講じるものとする。